BRAIN

２０１０年度

イノベーション創出基礎的研究推進事業

【技術シーズ開発型研究】
【発展型研究】

研究課題公募要領

この公募は、2010 年度政府予算の成立を前提として行うこととしているものであり、今後変更等がありうることを予めご了承ください。

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター（生研センター）

目　　次

ページ

Ⅰ　事業の概要 ····· 1
　１　事業の趣旨 ····· 1
　２　公募対象となる研究分野 ····· 2
　３　研究資金のタイプ ····· 3

Ⅱ　応募要件等 ····· 5
　１　研究実施体制 ····· 5
　２　研究課題の構成 ····· 5
　３　研究代表者及び研究分担者の要件 ····· 6
　４　研究費の範囲 ····· 7

Ⅲ　応募の手続き ····· 10
　１　応募方法 ····· 10
　２　応募期間 ····· 10
　３　応募に当たっての注意事項 ····· 10
　４　スケジュール（見込み） ····· 11
　５　問い合わせ先 ····· 11

Ⅳ　採択課題の選定、研究委託契約、研究管理等 ····· 12
　１　採択課題の選定 ····· 12
　２　研究委託契約の締結 ····· 14
　３　研究課題の進行管理 ····· 14
　４　研究成果の取扱い ····· 14
　５　研究成果の評価及び追跡調査 ····· 16
　６　購入機器等の取扱い ····· 16
　７　ＳＢＩＲ関係 ····· 16

Ⅴ　その他応募に当たっての注意事項 ····· 17
　１　生研センターの事業への重複応募について ····· 17
　２　エフォートの管理 ····· 17
　３　競争的研究資金の適正な執行について ····· 17
　４　個人情報の取扱い ····· 20

（別添１）e-Rad による応募について ····· 21

（別添２）専門分野コード表 ····· 27

Ⅰ 事業の概要

1　事業の趣旨

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）は、農林水産省農林水産技術会議が定める「農林水産研究基本計画」[注1]等に則しつつ、民間企業、大学、独立行政法人等による生物系特定産業技術[注2]に関する研究開発を支援しています。

本事業は、上記の支援を行うためのツールの1つとして、我が国の生物系特定産業における特定の課題の解決や新たなビジネス分野の創出等、研究成果の最終的・具体的な活用先を念頭に置きつつ、後述する研究分野における基礎及び応用段階の研究を行おうとする産学官の研究チーム又は単独の研究者に対し、提案の公募を通じて研究を委託するものです（委託契約は研究者が所属する機関と締結します。）。

自然現象の解明のみを目的とする基礎研究や、研究期間終了後にさらなる研究開発を行うことなしに成果を農林水産業の現場に展開し又は成果を活用した商品を上市できる段階の研究（発展型研究ベンチャー育成枠を除く。）、あるいは本事業が対象とする研究分野以外の研究は支援の対象とはなりません。

注1）　農林水産研究基本計画は、食料・農業・農村基本計画に示された施策のうち技術開発を要するものを推進するための研究開発の重点目標及びその達成を図るための具体的な施策を提示するものであり、農林水産技術会議が策定しています。現在の農林水産研究基本計画は平成17年3月に決定され、平成19年3月に改訂されています。詳しくは、農林水産省のウェブサイトをご覧下さい。

注2）　生物系特定産業技術とは、農林水産業、飲食品産業、醸造業等に属する事業に関する技術であって、その開発に当たり生物の機能等に密接に関連する研究を必要とするものです。

2　公募対象となる研究分野

(1) 生物機能の解明による生産力の向上
例・超多収性・多産性・産肉性等の高い生産性の要因解明及びその利用
・光合成･形態形成機構の解明及びその利用
・耐塩性・耐寒性・耐暑性・乾燥耐性等の極限環境耐性を発現する機構の解明及びその利用
・免疫調節・感染防御機構の解明及びその利用

(2) 農林水産物・食品の高品質・高機能化
例・機能性成分の同定及び動態・作用機構の解明
・食品の高品質化のための加工法の開発
・農林水産物・食品の品質保持手法の開発

(3)　農林水産物・食品の安全性の確保
例・農林水産物・食品の生産・加工・流通における新たな危害要因の分析手法の開発や動態解明

(4) 有用物質及びバイオマスの活用
例・有用物質の同定及び特性・機能の解明
・有用物質の生体内での産生機構の解明、画期的活用法の開発
・難分解性バイオマスの構造特性・分解機構の解明
・バイオマスを利用した新たな素材・用途の開発
・バイオマスの従来にない高効率なエネルギー変換・利用手法の開発

(5) 生物及び生態系の機能の解明及び高度利用
例・環境汚染物質の分解・除去等の生物の環境修復機能の解明及びその利用
・生物の環境保全機能の解明及びその利用
・生態系における生物間の相互作用や物質循環メカニズムの解明及びその利用
・気象変動と農林水産生態系の変化との関係の解明

(6) 工学的手法の高度利用
情報技術、ロボット技術、センシング技術、モニタリング技術、ナノテクノロジー等の工学的手法を農林水産・食品分野で高度に活用するための研究

(7) 国際的な食料・環境・エネルギー問題への寄与
例・海外の有用な自然資源の探索・評価、当該資源の利用技術の開発又は当該資源を活用した画期的な農林水産物の開発
・越境性の病虫害・感染症の拡散予防技術の開発
・森林減少・劣化の防止に貢献する植生回復技術の開発

※　本分野の研究であっても、事業の趣旨にあるように、我が国の生物系特定産業における課題の解決や新たなビジネスの分野の創出等に資するものであることが必要です。

(8) 基盤的技術の開発
上記(1)～(7)の研究を効率的、高精度に実施するための研究手法に関する研究

3　研究資金のタイプ

本事業では、次の２つのタイプの研究資金をもうけています。それぞれの応募要件等はⅡをご覧ください。なお、以下で示されている研究費の上限額は、2010年度予算の政府予算の成立を前提としたものです。また、すべての研究課題への上限額の配分を担保するものではありません。

（１）技術シーズ開発型研究

採択課題数は、以下の条件の範囲内でア及びイの計１５課題程度を予定しています。

※平成 21 年度新規採択課題の平均研究規模は一般枠が約４千６百万円、若手研究者育成枠は約２千３百万円でした。

ア　一般枠

理工系を含む多様な研究者の独創的なアイディア、基礎科学や鉱工業、医療等他産業の研究分野における萌芽段階の研究を基に、生物系特定産業における諸課題の解決や革新的な技術の開発につながる新たな技術シーズを開発するための基礎研究が対象です。技術シーズ開発型研究一般枠においては、国際共同研究（注）を行うことが可能です。

・研究期間：５年以内
・研究規模：７千万円以内／年（国際共同研究を含む場合には、研究費の上限が、８千万円となります。）（間接経費含む。）

（注）国際共同研究とは、①委託研究の一部を海外の研究機関に再委託すること、②研究目標の達成に不可欠な外国機関に所属する研究者を招へいすること、又は③日本国内の機関に所属する研究者を外国の機関に派遣して、共同研究を実施することです。なお、我が国の生物系特定産業の課題又は我が国と諸外国共通の課題ではなく、専ら諸外国における課題を解決するための研究（例えば、中南米・東南アジア・アフリカ諸国におけるコーヒー豆の増産に向けた研究など）は、国際共同研究の対象とはなりません。また、上記の活動を伴わない国際ワークショップ等の開催は、国際共同研究ではありません。

イ　若手研究者育成枠

技術シーズ開発型研究一般枠と同様技術シーズを開発するための基礎研究であって、若手研究者（原則 39 歳以下）によるものが対象です。この枠では、過去の業績よりも柔軟な発想に基づく挑戦的な研究課題の提案を期待しています。なお、この枠においては研究計画に国際共同研究を含めることはできません。

・研究期間：３年以内（ただし、継続を希望する場合で、終了時に高い評価を得た研究課題については、２年以内の継続実施を認めることがあります。）
・研究規模：３千万円以内／年（間接経費含む。）

（２）発展型研究

採択課題数は、以下の条件の範囲内でア及びイの計７課題程度を予定しています。

※平成 21 年度新規採択課題の平均研究規模は一般枠が約４千６百万円、ベンチャー育成枠は約４百７０万円でした。

ア　一般枠

「技術シーズ開発型研究」や他の研究制度等で開発された技術シーズを生物系特定産業における諸課題の解決や新たな事業の創出等のイノベーションにつなげるための応用研究(注)が対象です。発展型研究一般枠においては、国際共同研究を行うことが可能です。

（注）ラボレベルの研究成果を実用化に向けてスケールアップするための応用研究も対象です。

・研究期間：３年以内
・研究規模：６千万円以内／年（国際共同研究を含む場合には、研究費の上限が、７千万円となります。）（間接経費含む。）

イ　ベンチャー育成枠

技術シーズを活かした新たな事業を創出するための応用段階の研究開発であって、研究開発ベンチャー企業(注)に所属する研究者、又は研究開発ベンチャー企業設立の計画を有する研究者が主導するものが対象です。発展型研究ベンチャー育成枠は、新規事業創出又は企業設立に関するフィージビリティスタディを行うフェーズⅠと応用段階の研究開発を行うフェーズⅡから構成されており、双方を通した提案をしていただきます。なお、この枠においては研究計画に国際共同研究を含めることはできません。

（注）本事業における「研究開発ベンチャー企業」とは、その組織の中核的人物が自ら開発した新しい技術を武器として、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開し、将来的な株式公開を念頭に置きつつ新規に市場の開拓を行っている中小企業であって、大企業の資本系列にないものとします。

①　フェーズⅠ

フェーズⅡにおいて実施する研究開発の成果を用いた新規事業の立ち上げ又は研究開発ベンチャー企業設立の見通しを明らかにするため、
・成果の実施許諾又は製品化に係る採算可能性等を把握するための調査
・新規事業の立ち上げ又は研究開発ベンチャー企業設立に向けた具体的なビジネスプランの作成
等のフィージビリティスタディを実施するとともに、必要に応じて補完的研究を実施していただきます。

なお、フェーズⅠの結果を踏まえ、生研センターがフェーズⅡの実施の可否を判断します。

・研究期間：１年以内
・研究規模：５百万円以内

②　フェーズⅡ

フェーズⅠの結果について高い評価を得た課題のみを対象とし、フェーズⅠの結果を踏まえて修正･改善された実施計画等に基づき研究開発を実施していただきます。

・研究期間：２年以内（ただし、継続を希望する場合で、終了時に高い評価を得た研究課題については、１年間の継続実施を認めることがあります。）
・研究規模：３千万円以内／年（間接経費含む。）

Ⅱ 応募要件等

1　研究実施体制

本研究は、単独又は複数の研究者からなる研究チームにより応募してください。研究チームは異なる機関に所属する研究者により構成することも可能です。

発展型研究においては、生物系特定産業における諸課題の解決、新たな産業分野の創出等、研究成果の最終的な出口を意識した視点が重要であることから、産学官、産学又は産官の研究者が連携した研究チームによる応募が望ましいものの、これ以外の構成による研究チームでも目的達成が可能と判断される場合は応募が可能です。

参画する研究者は、研究チーム全体の目的を達成するために必要不可欠な役割を分担するものに限ります。また、その人数については、研究チーム内の連携が円滑かつ確実に行われ得る範囲に限定してください。

また、発展型研究ベンチャー育成枠においては、民間企業、大学等の研究機関において研究開発成果を活用した新規事業の立ち上げに責任ある立場で携わった経験を有し、起業に向けた研究開発の方向付け、指導、助言等ができる者（以下「起業支援者」という。）又は研究成果を用いて設立される新会社の経営責任者となる予定の者（以下「起業者」という。）も研究分担者として研究チームに参画することが可能です。

研究の遂行に必要なポストドクター研究者（以下「ポスドク」という。）や研究補助者等を研究費の範囲内で雇用し、研究チームに参加させることも可能です。研究実施場所は、原則として各研究者の所属する機関とします。

2　研究課題の構成

（1）中課題を設定する場合

研究チームメンバーの所属先が複数の機関にわたる場合又は同一機関内ではあるが所属部署（学部又は研究所）が異なる場合は、総合的・包括的な研究課題（大課題）の下に、研究内容の相違によって整理した分担課題（中課題）を設定してください。

この場合、1分担課題につき1機関が責任をもって担当し、複数機関で担当しないことを基本とし、分担課題ごとに責任者（以下、「研究分担者」という。）を定め、これらの研究分担者のうちの1人を研究代表者としてください。

なお、研究委託契約については、研究機関ごとに契約を結びます。

研究課題［大課題］

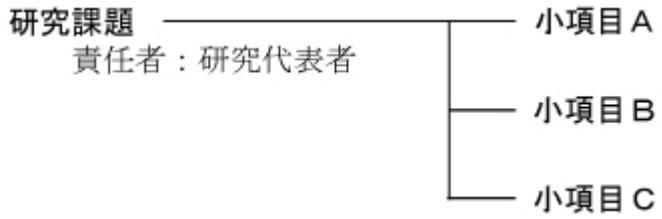
責任者：研究代表者（研究分担者ａ～ｃのうちの１人）

- **分担課題１［中課題］（担当：Ａ機関）**
  責任者：研究分担者ａ
- **分担課題２［中課題］（担当：Ｂ機関）**
  責任者：研究分担者ｂ
- **分担課題３［中課題］（担当：Ｃ機関）**
  責任者：研究分担者ｃ

分担課題１，２，３は、それぞれ一つの研究機関が担当するものとします。

（２）中課題を設定しない場合

研究チームメンバーが同一機関内の同一研究科・室内等にとどまっていることなどにより、あえて分担課題（中課題）を設定する必要がない場合には、研究課題（大課題）の下に小項目だけを構成することが可能です。この場合、研究チームのメンバーのうち１人が、研究実施に責任を持つ研究代表者としてください。



３　研究代表者及び研究分担者の要件

（１）研究分担者

研究分担者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

ア　応募課題に関する研究を適切に実施する能力を有し、研究期間を通じて応募課題に関する研究に責任を負うことができること。

イ　生物系特定産業に関連する分野の研究を遂行し得る技術的・経済的能力と適切な経理事務の執行・管理体制を有する日本国内の国公立試験研究機関、独立行政法人、大学、特殊法人、認可法人、公益法人、民間企業等に所属する常勤の研究者であって、研究期間を通して研究施設等の利用が確保されていること（本要件については、応募様式ファイルの「承諾及び確約書」により確認します。）

ウ　日本語による面接に対応できる程度の語学力を有すること。

エ　技術シーズ開発型研究一般枠及び発展型研究一般枠において国際共同研究として海外への研究機関への再委託を行う場合は、所属する研究機関が、海外の研究機関と適切な研究委託契約を締結できる事務処理能力・体制を有すること。

オ　技術シーズ開発型研究若手研究者育成枠においては、研究チームの構成員全ての年齢が、平成 22 年４月１日において 39 歳以下であること。（ただし、出産・育児休業を取得した者（男性も含む。）については、出産・育児休業日数を差し引いた年齢が平成 22 年 4 月 1 日において 39 歳以下であること。）

（注）育児休業日数とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第９条に規定する期間をいいます。また、同法第 23 条第１項及び第 24 条第１項に規定する勤務時間の短縮措置を適用した場合、その短縮された合計時間は、１日当たりの就業時間数を８時間として日数に換算し、小数部を切り捨てたものを育児休業日数に加算できるものとします。

（例：１日あたり短縮された就業時間が２時間の場合、４日間で育児休業日数１日とみなすことができます。）

発展型研究ベンチャー育成枠においては、ア及びイにかかわらず、以下の要件を満たす者については、参画が可能。

カ　起業支援者又は起業者であって、適切な経理事務の執行・管理体制を有する国内の機関に所属し、研究期間を通じて提案書に明記された作業に従事できること（所属機関に関する要件については、応募様式ファイルの「承諾及び確約書」により確認します。）

（２）研究代表者

研究代表者については、上記（１）に加え、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

ア　研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること。

イ　発展型研究ベンチャー育成枠においては、研究開発ベンチャー企業において自らが中心となって新事業を立ち上げ、又は研究課題終了後２年以内に自らが中心となって新会社(注)を設立し、研究成果を活用した商品又はサービスの提供を開始する具体的な計画を有すること。

（注）本提案の新会社については、研究代表者が所属する単一の企業による出資比率が 50%以上にならないことを原則としますが、応募当初は出資比率が 100%であっても、将来的に 50%未満まで引き下げる計画を有し、提案書にその旨が明示されている場合には審査の対象となります。この場合には、発展ベンチャー枠様式５の５．に引き下げ計画を明記してください。

ウ　発展型研究ベンチャー育成枠においては、新事業に必要な出願済みの知的財産を保有し、又はその実施許諾を受けていること。

４　研究費の範囲

生研センターが負担する研究費の範囲は、研究の遂行に必要な経費及び研究成果のとりまとめ・発表のために必要な経費とします。具体的には、以下の（１）及び（２）のとおりです。

応募の際は、研究費の概算を様式に従って入力していただきますが、初年度における委託額は、生研センターが審査の結果等を勘案して最終的に決定します。２年目以降についても、生研センターが年度評価の結果を勘案し、毎年度開始時に決定します。

（１）直接経費

直接経費への計上は、本委託事業の遂行及び研究成果の取りまとめ・発表に直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。

ア　人件費

委託研究に直接従事する研究機関に所属する研究者や委託試験研究のために受託機関において臨時に雇用するポスドク等の研究者に係る給与、諸手当及び社会保険料事業主負担分。研究機関によっては、その内部規程により人件費を計上できない場合がありますので、各研究機関の規程を確認して下さい。

イ　備品費（発展型研究ベンチャー育成枠フェーズⅠを除く。）

備品の整備については、計画的に研究を推進する観点から、原則として１年目に集中的に行い、２年目までに完了するものとします。

（ア）研究の遂行に必要であり、専ら本委託事業に使用される機器類の購入及びその設置に必要な経費。購入価格が２０万円以上の機器・設備類は、可能な限りリース又はレンタルによる調達を基本とし、その場合は借料及び損料にして計上してください。

（イ）研究の遂行に必要な機器類の製造費、改造費（設計費を含む。）。本事業では、建物の建築・購入・改造等施設に関する経費は認められません。

ウ　賃金

研究実施場所に一定期間出勤して実験補助、資料整理等を行う研究補助者に関する経費。

エ　雑役務費

（ア）外注分析に要する経費、電子計算機使用料、本事業で購入、製造、改造した機器・設備類の修繕費、試作品製作費、データベース検索料、市場調査等に要する経費。

（イ）派遣会社を通じたポスドクの確保のための経費。

オ　調査研究旅費（国内旅費及び外国旅費）

研究機関に所属し、予め研究実施計画書に記載された研究者による試料の採取、観測・測定又は研究成果発表等のための研究集会への参加に必要な交通費及び滞在費。

外国旅費について、発展型研究ベンチャー育成枠については、国際学会等で研究成果を発表する場合に限ります。

カ　消耗品費

研究に直接要する試薬、資材、部品その他の消耗品等の購入に必要な経費。

キ　その他経費

（ア）印刷製本費

研究報告書等、研究活動に必要な書類を作成するために必要な経費。

（イ）通信運搬費

研究の推進に必要な研究者間の電話、ファクシミリ、インターネットの利用料金等通信に要する経費及び研究機材の運搬や試料の送付等に必要な経費。

（ウ）謝金

専門知識の提供、情報収集、セミナー、講演会への参加等により協力を得た者への謝金及び旅費。

（エ）外国機関に所属する研究者の招へい経費（国際共同研究に限る。）

技術指導・共同研究講演を目的として、外国機関に所属する研究者を招へいするための交通費、滞在費及び招へいした研究者を被保険者とする招へい期間中の傷害保険料。

（オ）借料及び損料

専ら本委託事業を行うために使用される機器等のリース料またはレンタル料、施設等の賃借料

ク　再委託費（国際共同研究に限る。）

国際共同研究を行う場合に、海外の研究機関に研究の一部を再委託するために必要な経費。（国内の研究機関への再委託は、原則として認めておりません。）本経費の計上は、上記ア～キに定める項目に準じて行うものとします。なお、再委託費の額は委託研究費の 50%未満とします。

（２）間接経費（発展型研究ベンチャー育成枠フェーズⅠは除く。）

管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等、研究の実施を支えるための経費であって直接経費として充当すべきもの以外のものを、直接経費の 30%相当を上限として計上することができます。

ただし、国際共同研究において海外の研究機関への再委託を行う場合は、再委託費中に間接経費を計上することはできません。

なお、間接経費の執行に当たっては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年４月 20 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 17 年 3 月 23 日改正）」（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2010/pdf/sisin_etc-08.pdf）に基づき、使途の透明性を確保し、適切な執行を図ってください。

※１　当該研究機関等が本来的に営む業務を実施するために整備した機器を本委託事業のために使用した場合、その機器が破損または劣化等で使用不能となっても当経費での機器の更新は認められません。

※２　試作品等について、受託機関が資材を購入して作成したものについては消耗品として、他者に設計図を示して試作を行って貰う場合の費用は雑役務費として計上して下さい。

Ⅲ 応募の手続き

１　応募方法

研究代表者が参画機関の研究内容をとりまとめた上で、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。http://www.e-rad.go.jp（別添１参照））を使用して応募していただきます。

e-Rad を利用するためには、研究機関及び研究者情報の登録が必要となります。登録手続きには日数を要する場合がありますので、２週間以上の余裕を持って登録手続きをしてください。なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません。（詳しくは、e-Rad 担当窓口にお聞き下さい。）

応募の際には、e-Rad 上で所属研究機関の事務代表者による応募情報（注）の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は生研センターに提出されませんのでご注意ください。また、採択された場合は、各参画機関と生研センターが個々に研究委託契約を締結することになりますので、研究代表者及び研究分担者においては、予め、自ら所属する機関の経理担当部局との調整を十分に行っていただく必要があります。その他 e-Rad を使用するに当たり必要な手続きについては、e-Rad のポータルサイトを参照してください。

（注）応募情報
e-Rad では、研究代表者が入力した研究基本情報や研究組織情報、採択状況等及び生研センターが定めた応募様式に必要事項を記載した「応募内容ファイル」に含まれる内容を総称して「応募情報」といいます。また、「応募情報」をＰＤＦファイルに変換したものを「応募情報ファイル」、これを印刷したものを「応募内容提案書」といいます。

２　応募期間

本事業への応募期間は、平成２２年１月２５日（月）午前 10:00 ～２２年２月１２日（金）午後 5:00 までとします。システムの利用可能時間帯は、次のとおりです。

（月～金曜日）６：００～翌日午前２：００
（土～日曜日）１２：００～翌日午前２：００

祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。

運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせがあります。

３　応募に当たっての注意事項

（１）本事業の応募の締切に遅れた場合には、受け付けません。

（２）e-Rad を使用しない方法（郵便、ファクシミリ又は電子メール等）による応募書類の提出は受け付けません。

（３）提出後の応募情報ファイルの修正には応じられません。

４　スケジュール（見込み）

１月２５日	受付開始
２月１２日	受付終了
２月下旬～	第一次書類審査
３月下旬～	第二次書類審査
４月	面接審査
５月	採択課題決定

（注）**スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。**生研センターのホームページで随時お知らせいたします。

５　問い合わせ先

（１）応募に関する問い合わせ

独立行政法人　農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター（生研センター）
住　所　〒105-0001
東京都港区虎ノ門３丁目 18 番 19 号　虎ノ門マリンビル 10 階
（URL http://brain.naro.affrc.go.jp/tokyo/）
技術シーズ開発型：新技術開発部　基礎研究課
電　話　03-3459-6569　FAX 03-3459-6594
E-mail　kisoken@ml.affrc.go.jp

発　　展　　型：新技術開発部　技術開発課
電　話　03-3459-6567　FAX 03-3459-6577
E-mail　kaihatsu@ml.affrc.go.jp
受付時間：１０：００～１２：００、１３：００～１７：００（土、日、祝日を除く。）

（２）その他

ア　応募に当たっての支援について

地域における農林水産物・食品分野の産学官、異分野、異業種連携のための様々な取組を行う NPO 法人等の団体が各地域（北海道、東北、東海、近畿、中国四国、九州）において活動しています。それらの地域団体はその活動の一環として、競争的研究資金の獲得支援、産学官や異分野の共同研究体制の構築等のコーディネート活動を行っていますのでご活用ください。

（参考）相談先一覧

イ　ベンチャー企業の支援策について

生研センターは、中小企業基盤整備機構と連携しつつ、発展型研究ベンチャー育成枠受託者に対する各種ベンチャー支援事業に関する情報提供、相談対応等を行っています。これらの支援内容を予めお知りになりたい方は企画第１課までご連絡ください。

企画第１課：電　話　03-3459-6565　　FAX　03-3459-6566
E-mail　brainki1@ml.affrc.go.jp

Ⅳ　採択課題の選定、研究委託契約、研究管理等

１　採択課題の選定

（１）選定方法

生研センター内に設置する外部の専門的有識者からなる課題選考のための選考・評価委員会が、予め定められた方法に従って、応募課題の内容を審査し、採択候補課題を選定し、その審査結果を踏まえて生研センターが採択課題を決定します。生研センターは、採択課題の決定に当たって、研究内容、研究チーム構成、研究費の額の変更等の条件を付す場合があります。

審査は非公開で行われ、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。また、応募課題の利害関係者は、当該課題の審査から排除されることになっております。

（２）審査の視点

下記の項目毎に評価を行い、その結果を総合的に勘案して採択候補課題を選定します。

ア　生物系特定産業や社会・経済への貢献

・生物系特定産業に関連する分野の研究であること。
・技術シーズ開発型研究にあっては、生物系特定産業における技術上の諸課題の解決や革新的技術の開発につながる技術シーズの開発が期待される研究であること。
・発展型研究にあっては、既存の技術シーズを応用・発展させることにより、生物系特定産業における諸課題の解決や、新たな事業の創出が期待され、そのことを通じて生物系特定産業や社会・経済への貢献が期待される研究であること。

イ　新規性・独創性（技術水準を含む。）

・現行の技術水準や関係研究分野の動向から見て、画期的な波及効果が期待される新規で独創的な研究であること。
・国際的に見て技術水準が高く先導性・主導性を持つ研究であること。

ウ　目標の明確性・達成可能性

・目標達成に向けた課題設定が適切で、明確に示されていること。
・研究終了時までに目標とする研究成果の獲得が可能であること。

エ　研究計画・研究実施体制の妥当性

・研究の計画やスケジュールが妥当であること。
・研究実施体制（参画研究機関との役割分担等）が妥当であること。

オ　研究代表者等の研究実績の優位性

・研究者が、論文発表、特許の取得、受賞歴等の過去の研究実績に鑑みて、当該研究課題の遂行に十分な経歴を有していること。

カ　研究成果に関する知的財産管理の方針等

・参画機関個々の知的財産に係る体制、知的財産ポリシー等が整備されていること。
・共同研究チームにおける知的財産管理の方針等が合意されていること。

国際共同研究を行う場合には、公募対象となる研究分野にかかわらず、ア～カに加えて以下の視点が加わります。

キ　国際活動の妥当性
・課題が諸外国と共通に解決すべきものであること。
・国際共同研究を行う必要性及び相手機関の選定が妥当であること。
・国際共同研究の準備状況に無理がないこと。

技術シーズ開発型研究若手研究者育成枠においては、ア～カに加えて以下の視点が加わります。

ク　課題解決のために設定された研究手法に、提案者の独自性・発想の柔軟性があること。

発展型研究ベンチャー育成枠においては、ア～カに加えて以下の視点が加わります。

ケ　ベンチャー創出の可能性
・技術開発の成果を活用した製品・サービスについて需要が期待されるものであること
・新規事業の立ち上げ又はベンチャー企業の設立に向けた計画が妥当であって、事業実施の可能性が高いと見込まれること

なお、公募対象となる研究分野分野のうちの「(7)国際的な食料・環境・エネルギー問題への寄与」に該当する提案課題については、国際共同研究の計画がある課題を優先して採択します。

（３）審査の手順
審査は、次の手順で行う予定です。
ア　第一次書類審査
応募内容提案書をもとに１課題当たり複数名の書類審査専門委員が、科学的・技術的視点に基づいた審査を行い、その結果に基づいて生研センターが第二次書類審査の対象とする課題を選定します。提案課題数の半数程度を選定する予定です（提案課題数が少ない場合には実施しないことがあります）。

イ　第二次書類審査
アで選定された課題について、応募内容提案書をもとに、１課題当たり複数名の選考・評価委員会委員及び専門委員が、総合的視点により審査を行い面接審査の対象とする課題を選定します。採択予定課題の２倍程度を選定する予定です。

ウ　面接審査
イで選定された課題について、選考・評価委員会委員及び専門委員が、研究代表者に対する面接審査を行い、採択候補課題を選定します。

エ　採択決定
生研センターにおいて、重複応募の調査等を踏まえた上で最終的な採択課題を決定します。

（４）選定結果の通知

書類審査及び面接審査における選定結果は、生研センターから研究代表者あてに通知されます。なお、不採択となった課題については、通知の際に、不採択理由等をお知らせします。

２　研究委託契約の締結

研究委託契約は、生研センターと研究者が所属する機関との間で締結されます（研究者個人との間では研究委託契約の締結は行いません。）。

研究委託は、発展型研究ベンチャー育成枠フェーズⅠを除き、原則として研究終了年度までの複数年度契約とします。

契約時に提出していただく研究実施計画書には、全契約期間の研究実施計画と委託費総額を記載していただきますが、年度毎の委託費限度額については、委託研究課題の評価（下記５を参照）等の結果を踏まえ、毎年度毎に決定します。

生研センターと各機関との間で契約条件が合致しない場合は、契約の締結、研究費の支払いができないため、課題の採択が取り消されることとなりますので御了承ください。

生研センターは外国機関とは研究委託契約を締結しません。国際共同研究を行うために外国機関への支払いが必要な場合には、受託機関から行う必要があります。

３　研究課題の進行管理

生研センターに所属する本事業のプログラムオフィサーが研究の進捗状況を把握し、必要に応じ助言・指導等を行います。

４　研究成果の取扱い

（１）研究成果報告書等

研究代表者及び研究分担者は、毎年度末及び研究終了時に研究成果報告書を作成し、生研センターに提出していただきます。

また、受託機関は、受託研究に係る費用の使用実績を取りまとめた実績報告書を、毎年度末に生研センターに提出しなければなりません。

（２）研究成果の発表

生研センターは、提出された研究成果報告書をとりまとめて公表するほか、シンポジウムの開催やプレスリリース等を実施し、成果の普及に努めることとしています。その際、受託機関に協力を求めることがありますのでご承知下さい。

また、研究代表者や研究分担者等には、国内外において論文、学会発表を行うなどにより、成果の積極的な公開・普及に努めていただきます。なお、研究内容や研究成果を公表する場合は、事前に生研センターに連絡するとともに、本事業を活用している旨を公表する文書に明記していただきます。

（３）研究成果の帰属

受託研究により発生した特許権等の知的財産権については、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）の趣旨を踏まえ、以下の条件の遵守を約する確認書を研究委託契約後に提出することを条件に、受託機関に帰属させることとします。ただし、生研センターに提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、生研センターに許諾していただきます。

・　成果が得られた場合には、遅滞なく生研センターに報告すること。
・　生研センターが、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、当該知的財産権を無償で利用する権利を、生研センター又は生研センターが指定する者に許諾すること。
・　当該知的財産権を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合に、特に必要があるとして生研センターが要請する場合、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。

我が国の生物系特定産業の発展に支障をきたすことが予想されるなど、受託機関に知的財産権を帰属させることが、事業の趣旨に鑑みて不適当であると生研センターが判断する場合は、当該知的財産権を受託機関に帰属させない、又は生研センターに譲渡させる旨の条件を契約時に課します。

海外の研究機関に委託研究の一部を再委託する場合は、研究成果に基づく知的財産権を再委託元である国内の研究機関に帰属させる旨の契約を再委託先と締結していただきます。

受託研究に関して知り得た業務上の秘密（データ、ノウハウ等）については、契約期間にかかわらず、第三者に漏らすことはできません。また、受託機関が知的財産権を第三者に譲渡又は実施権等の許諾を行う場合は、予め生研センターの承認が必要です。我が国の生物系特定産業の発展に支障をきたすことが予想される等、事業の趣旨に鑑みて不適当であると生研センターが判断した場合には、承認しないことがあります。

本事業は政府資金が原資ですので、本事業の研究成果によって得られた知的財産権については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成 18 年５月 23 日総合科学技術会議）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成 19 年３月１日総合科学技術会議）の適用を受けることとなります。

特許法は、特許を受ける権利を原則として発明者に帰属させていますが、従業者による職務上の発明（職務発明）に関しては、従業者の雇用、設備・研究費の負担など、使用者による一定の貢献があることから、通常実施権を譲渡させ、又はあらかじめ特許を受ける権利若しくは特許権を使用者に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくことを認めています。委託先において職務発明規程等が定められていない場合は、生研センターへの研究成果の譲渡や実施権の許諾等に不都合が生じますので、速やかに整備をしてください。

（４）収益納付について

研究終了後の原則１０年間に研究成果に基づく知的財産権の実施許諾等によ

り収益が発生した場合は、受託機関は、年度毎の事業化及び収益発生の状況を生研センターへ報告して下さい。報告により一定の収益が得られたと認められた場合は、以下の計算式により算出される金額を生研センターに納付していただきます。

納付額＝（収益 － 当該知的財産権に係る出願費又は登録料（前年度までの納付金の算出において控除した金額を除く。）） × 寄与割合 × １／２

5　研究成果の評価及び追跡調査

研究成果については、研究成果報告書及びヒアリングに基づき年度毎に評価を行うとともに、研究終了時に事後評価を行います。
また、技術一般枠については、計画期間の中間年度（３年目）にピアレビュー方式の中間評価を行います。
これらの評価結果を踏まえ、必要に応じ研究目的・研究計画の見直し、研究中止の決定等の措置を取ることがあります。

また、研究終了後一定期間が経過したものについては、成果がもたらす波及効果等を把握するために追跡調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

6　購入機器等の取扱い

（１）購入機器等の帰属

受託機関が研究委託契約に基づき購入した機器類の所有権は、生研センターに帰属します。受託機関には、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類を管理していただきます。

（２）研究終了後の取扱い

研究期間終了後、生研センターが返還を要しないとした機器類については、原則として、引き渡し時点での残存簿価で受託機関に買い取っていただきます。ただし、耐用年数を経過した機器類及び生研センターが指定した機器類については、無償で受託機関に譲渡します。

また、生研センターが定める額を使用料として支払うことにより、所有権を移転せずに一定期間継続して使用することもできます。

7　ＳＢＩＲ関係

本事業は「中小企業技術革新制度（ＳＢＩＲ）」の「特定補助金等」に指定されていますので、本事業の成果を利用した事業活動を行う際は、特許料等の軽減、新事業開拓保険制度における債務保証枠の拡大や担保・第三者保証人が不要な特別な債務保証枠の新設、中小企業投資育成株式会社からの投資対象の拡大等の支援措置を受けることができます。詳しくは、中小企業庁のホームページをご覧下さい。（http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/index.html）

Ⅴ その他応募に当たっての注意事項

1　生研センターの事業への重複応募について

応募時点において、生研センターの事業（「新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業」、「生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業」及び「イノベーション創出基礎的研究推進事業」）により現に実施されている研究課題の実施に責任を有する者（研究代表者、研究分担者、技術コーディネーター又は総括責任者）（平成 21 年度で研究終了の場合は除く。）は、本事業に新たに応募することはできません。

同一の研究代表者及び研究分担者による平成２２年度の本事業への応募は、１研究課題に限ります。

2　エフォートの管理

競争的研究資金制度においては、幅広く多くの研究者が応募できることが望ましいことから、特定の研究者への研究費の過度の集中や実施課題の重複を防ぐ必要があります。そのため、応募する研究者のエフォート（注）、農林水産省のプロジェクト研究等他の研究資金事業における重複課題の有無及び獲得資金等を厳密にチェックすることとしています。

（注）エフォート
総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」に基づきます。本事業における「エフォート」とは、研究者の年間の総研究活動時間（教育・医療活動等を含まない。）に対する、本事業に基づく委託研究の実施に必要となる時間の割合（%）とします。
なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。応募内容提案書では、特別の指定がない場合には、この考え方で記入してください。

研究代表者及び研究分担者は、本事業の応募課題に対して原則として研究活動時間の 50%以上のエフォートを確保していることが望ましいです。応募書類に記載されたエフォートが著しく低いと判断された場合、面接審査の際にその理由を伺うことがあります。

3　競争的研究資金の適正な執行について

本事業は政府の競争的研究資金制度として位置付けられています。

本事業において不合理な重複応募や研究資金の過度の集中、研究費の不適正な使用、研究論文作成等における不正行為があった場合、生研センターは、「競争的研究資金の適正な執行に関する指針」（平成 17 年９月９日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ：平成 19 年 12 月 14 日改正（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2010/pdf/sisin_etc-06.pdf））に基づき研究者に対し措置を講じます。また、研究を実施する機関に対しても必要な措置を講ずるようお願いする場合があります。

また、生研センターは、研究費の適正な使用等を確認するため、受託機関に対する立入調査を行い、又は委託試験研究の実施状況、委託費の使途その他必要な

事項の報告を求めることがありますので、領収書等の会計上の証拠書類（間接経費に係るものを含む。）はもとより、委託試験研究の進行状況や取得した試験データ等が確認できる資料の適切な保管・管理をお願いします。

（１）不合理な重複応募の制限

以下のいずれかに該当する場合は、研究課題の不採択、採択の取消、減額配分等の措置を講じます。

ア　実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究資金に同時に応募、重複して採択された場合

イ　既に採択され、配分済の競争的研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

ウ　複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

エ　その他これらに準ずる場合

なお、他の制度への応募段階（採択が決定していない段階）での本事業への応募は差し支えありませんが、他の制度における採択の結果によっては、本事業における不採択、採択の取消しあるいは減額配分等の措置を行います。また、委託研究契約が取り消された場合は、委託費の一括返済、損害賠償等を受託機関に求める場合があります。

（２）研究資金の過度な集中の排除

研究代表者又は研究分担者が複数の研究資金を確保しており、当該年度に配分される研究費総額が効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であると判断される場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分を行います。具体的には、以下のいずれかに該当する場合を指します。

ア　研究代表者又は研究分担者の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

イ　研究課題に配分される研究代表者又は研究分担者のエフォートに比べ、過大な研究費が配分されている場合

ウ　不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

エ　その他これらに準ずる場合

（３）虚偽申請・虚偽報告などの偽りその他の不正受給に対する措置

ア　応募内容や採択後の報告内容に虚偽があることが明らかになった場合は、研究委託契約が取り消され、委託費の一括返済、損害賠償等を受託機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者およびそれに共謀した研究者に対しては、委託費を返還した年度の翌年度以降５年間、本事業への応募資格を制限します。さらに当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を、他の競争的研究資金制度を運用する全ての機関に提供します。この場合、他の競争的研究資金制度においても、新たな応募や参加を制限されることがあります。

イ　他の競争的研究資金制度のいずれかにおいて、虚偽申請・虚偽報告等の偽りその他の不正受給を行った研究者については、生研センターにもその情報が通知され、本事業においても、応募及び新たな参加を制限することがあります。

（４）研究費の不正使用防止のための対応

ア　不正使用防止に向けた取組

研究委託契約に基づき行われる研究活動には、農林水産省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（http://www.s.affrc.go.jp/docs/press/071001.htm）が適用されます。各研究機関は、このガイドラインに沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備等を行う必要があります。

イ　不正使用等が行われた場合の措置

（ア）研究委託契約に基づき支給された研究費を不適正に使用したり、研究費を支出する際に生研センターが付した条件に違反した場合には、当該契約に基づき実施していた研究を中止させるとともに、これらの不正があった受託機関に対して研究費の全部または一部を返還させる措置を講じます。

また、不正行為を行った研究者は、不正の程度により、研究を中止した日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降２年以上５年以内の期間、生研センターの諸事業に応募することも参加することもできません。共謀行為を行った研究者も同様に応募や参加を制限されます。このほか、本事業において不正を行った研究者と共同して研究を実施する他機関の研究者に対しても、研究の中止・縮小等の措置を取ることがあります。

更に、これらの不正行為の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を、他の競争的研究資金制度を運用する全ての機関に通知します。この場合、他の競争的研究資金制度においても、新たな応募や参加を制限されることがあります。

（イ）他の競争的研究資金制度のいずれかにおいて研究費の不正な使用等を行った研究者については、生研センターにもその情報が通知され、本事業においても応募および参加を制限することがあります。

（５）研究上の不正行為防止のための対応

ア　不正行為防止に向けた取組

研究委託契約に基づき行われる研究活動には、農林水産省が策定した「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（http://www.s.affrc.go.jp/docs/press/2006/1218/press_061218.pdf）が適用されます。各研究機関は、このガイドラインに沿って、不正行為に関する告発等の受付窓口や、不正行為の告発があった場合の調査委員会の設置等を行う必要があります。

イ　不正行為が行われた場合の措置

研究委託契約に基づき行われた研究において研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用（注））があったと認定された場合は、当該研究を中止させるとともに、受託機関に対して研究費の全部または一部を返還させる措置を講じます。

また、不正行為に関与した者は、その程度により、不正があったと認定された年度の翌年以降２年以上 10 年以内の期間、生研センターの諸事業に新たに応募することも参加することもできません。不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者も、責任の程度により、

不正があったと認定された年度の翌年以降１年以上３年以内の期間、生研センターの諸事業に応募することも参加することもできません。このほか、本事業において不正を行った研究者と共同して研究を実施する他機関の研究者に対しても、研究の中止・縮小等の措置を取ることがあります。

さらに、これらの研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を、他の競争的研究資金制度を運用する全ての機関に通知します。この場合、他府省を含む他の競争的研究資金制度においても、応募や参加を制限されることがあります。

（注）「捏造」、「改ざん」、「盗用」の定義は以下のとおりです。
ア　「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果を作成することをいう。
イ　「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
ウ　「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。

ウ　本事業以外の競争的研究資金制度のいずれかにおいて研究上の不正行為を行った研究者については、生研センターにもその情報が通知され、本事業においても応募及び参加を制限することがあります。

4　個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、採択課題の選定以外の目的に使用しません。採択課題決定後は、採択課題に係る個人情報を除き全ての個人情報を生研センターが責任をもって破棄します。詳しくは下記ホームページをご参照下さい。
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm)

この法律を遵守した上で、重複応募の制限に必要な部分のみ、他の競争的研究資金の関係各機関に対して情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）を行うことがあります。

なお、採択された課題については、研究代表者及び研究分担者の氏名、所属、研究課題名、及び研究課題要旨を公表する予定です。また、採択課題に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、府省共通研究開発管理システムを経由して、内閣府の「政府研究開発データベース（注）」へ提供されます。

（注）政府研究開発データベース
政府研究開発データベースとは、総合科学技術会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

（別添１）

e-Rad による応募について

１　e-Rad について

e-Rad とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

２　e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

本事業に関する問い合わせは、生研センターにて受け付けます。
e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、以下のヘルプデスクにて受け付けます。e-Rad のポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）をよく確認の上、問い合わせてください。
なお、審査状況、採否に関する問い合わせには、一切回答できません。

e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	TEL　0120-066-877 （受付時間帯） 平日 9:30～17:30 ※国民の祝日、年末年始を除く。

３　e-Rad の使用に当たっての留意事項

（１）e-Rad による応募

e-Rad による応募は、平成 22 年１月２５日（月）午前 10 時から受け付けます。
操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト（http://www.e-rad.go.jp/）から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

（２）e-Rad の利用可能時間帯

（月～金曜日）６：００～翌日午前２：００
（土～日曜日）１２：００～翌日午前２：００
祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。
運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせがあります。

（３）研究機関の登録

e-Rad を利用して応募するためには、研究代表者及び研究分担者の所属する研究機関の情報が応募時までに登録されている必要があります。
研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、２週間以上の余裕を持って登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません。
なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

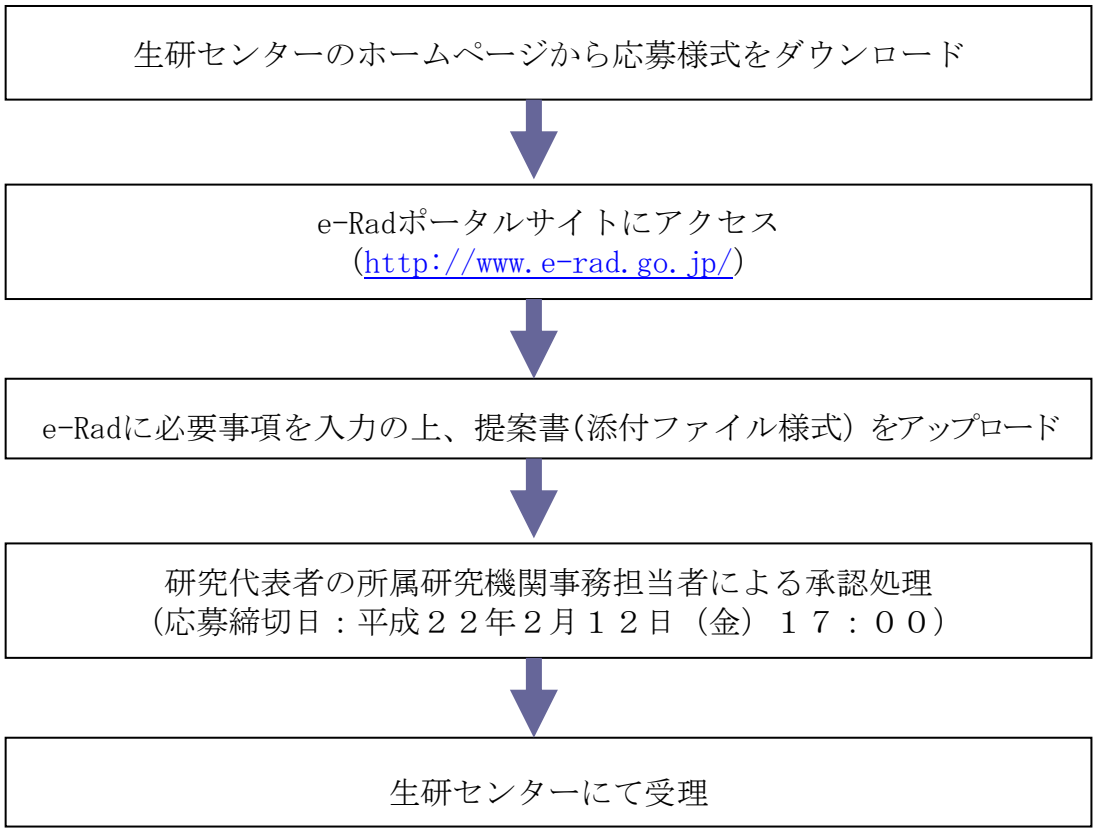
（４）研究者情報の登録

所属研究機関は、研究者情報を登録し、本事業に応募する研究代表者および研究分担者のシステムログインＩＤ、パスワードを取得することが必要となります。

（５）個人情報の取扱い

応募情報に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、e-Rad を経由して、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

４　e-Rad を利用した応募の流れ



※　生研センターから研究代表者に応募内容について、確認する場合があります。

５　注意事項

（１）応募情報は、応募者の所属研究機関事務担当者による承認処理を経て、生研センターへ提出した時点で内容を修正することはできません。

（２）提案書（添付ファイル様式）をアップロードする際は、データ容量制限（最大３MB まで）がありますので、画像や写真の使用にあたっては、容量をオーバーしないようご注意下さい。

応募基本情報（個別情報）　ｗｅｂへ直接入力

【研究共通情報】

研究年度		平成22年度	
配分機関名		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	
制度名		イノベーション創出基礎的研究推進事業	
事業名		××××××××××××××××××××	
新規継続区分		新規	
課題ID		××××××××××××××××××××	
研究開発課題名		30文字以内	
研究種別		×××××××	
研究期間		平成　　年度　～　平成　　年度	
研究分野	主分野		
	副分野1		
	副分野2		
	副分野3		
研究 キーワード	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
研究目的		500文字以内	
研究概要		500文字以内	

【研究個別情報】

研究分野	○1分野 ○2分野 ○3分野 ○4分野 ○5分野 ○6分野 ○7分野 ○8分野
主な専門分野	
国際共同研究の有無	○有　○無
研究代表者連絡先 郵便番号	
住　所	
電　話	
E－mail	
研究分担の状況	

【応募時予算額】

			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
使用内訳（千円）	直接経費（千円）	人件費						
		備品費						
		その他						
		小計						
	間接経費（千円）	間接経費						
		小計						
	研究経費（千円）							

【研究組織情報】

	研究者番号	所属研究機関	現在の専門	直接経費 間接経費 （千円）	エフォート（%）
	氏名（フリガナ） 氏名（漢字）	所属部局名	学位		
		職名	役割分担		
研究代表者					
研究分担者1					

【応募・受入状況】

No	助成の有無	配分機関名		
		事業名		
		研究開発課題名		
		研究期間	予算額（千円）	エフォート（%）
1	○			
		XXXX 年度～XXXX 年度		XXX
2				
3				

○　研究共通情報の入力

※　課題ＩＤの入力は不要です。

１．「研究開発課題名」について
研究課題名（大課題名）を３０文字以内で記載してください。
なお、課題名については、原則として研究期間終了時まで変更できないことに留意してください。

２．「研究期間」について
研究枠ごとに以下のとおり。
技術シーズ開発型研究一般枠：３年～５年
技術シーズ開発型研究若手研究者育成枠：３年以内
発展型研究一般枠：３年以内
発展型研究ベンチャー育成枠：フェーズⅠ（１年）、フェーズⅡ（２年）

３．「研究目的」について
研究の目的・必要性を記載。添付ファイル（研究枠ごとにより異なります。）様式３の該当部分の要約を記載してください。（500 字以内）

４．「研究概要」について
研究の内容、期待される成果を記載。添付ファイル（研究枠ごとにより異なります。）様式３の該当部分の要約を記載してください。（500 字以内）

○　研究個別情報の入力

１．「研究分野」について
以下の８分野から選択し、該当する研究分野を選択してください。
１分野　生物機能の解明による生産力の向上
２分野　農林水産物・食品の高品質・高機能化
３分野　農林水産物・食品の安全性の確保
４分野　有用物質及びバイオマスの活用
５分野　生物及び生態系の機能の解明及び高度利用
６分野　工学的手法の高度利用
７分野　国際的な食料・環境・エネルギー問題への寄与
８分野　基盤的技術の開発

２．「主な専門分野」について
応募する研究課題の実施に当たって、主体となる技術が含まれる専門分野を、別添２の「専門分野コード表」に従い１つ選択し、４桁の「専門分野コード番号」を半角数字で記載してください。なお、該当する専門分野コードがない場合は、9999 を入力してください。

（記載例１）

２．主な専門分野	0101

（記載例２）

２．主な専門分野	9999

３．「国際共同研究の有無」について
応募する研究課題の内容に、国際共同研究を含む場合は、「有」を選択してください。

※　国際共同研究を行えるのは、技術シーズ開発型研究一般枠と発展型研究一般枠のみです。

４．「研究代表者連絡先」について
審査結果等の通知のため、研究代表者の勤務する研究施設の住所等を記載してください。

５．「研究分担の状況」について
研究分担者を設定している場合は、その担当する中課題名、担当者名、所属機関名を箇条書きで記載してください。

（記載例）

５．研究分担の状況	１．□□に関する多様性の解明と機能解析（□田□夫：□□研究所） ２．△△の分子生物学的研究（▲川▲男：△△大学） ３．・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○　応募時予算額の入力

研究期間中に要する研究費について、年度ごとに、直接経費（人件費、備品費、その他）と間接経費とに分けて記載してください。研究終了以降の年度の欄に「０」を記載してください。

（別添２）

専門分野コード表

専門分野		コード
農学	育種学	0101
	作物学	0102
	園芸学・造園学	0103
	植物病理学	0104
	応用昆虫学	0105
	害虫学	0106
農芸化学	植物栄養学・土壌学	0201
	応用生物学	0202
	応用生物化学	0203
	応用微生物学	0204
食品科学	食品工学	0301
	食品評価学・食品分析学	0302
	食品機能学	0303
	食品栄養学	0304
	発酵学	0305
林学	林学・森林工学	0401
	林産学	0402
水産学	水産学一般	0501
	魚類養殖学	0502
	魚類栄養学	0503
	水産化学	0504
農業工学	農業土木学・農村計画学	0601
	農業環境工学	0602
	農業情報工学	0603
畜産学・獣医学	畜産学・草地学	0701
	応用動物科学	0702
	基礎獣医学・基礎畜産学	0703
	応用獣医学	0704
	臨床獣医学	0705
	家畜繁殖学	0706
境界農学	境界農学	0801
	環境生物学	0802
	環境微生物学	0803
	環境生態学	0804
	応用分子細胞生物学	0805
	生物工学	0806
医・薬学	基礎医学	0901
	社会医学	0902
	臨床医学	0903
	薬学	0904
工学	機械工学	1001
	電気電子工学	1002
	プロセス工学	1003
	土木工学	1004
	化学システム工学	1005
	化学工学	1006
理学	複合科学 （分析化学、機能物質化学、生態関連化学等）	1101
	材料科学	1102
	基礎生物学 （遺伝・ゲノム動態、生態・環境、植物生理、動物生理等）	1103
	生物科学 （機能生物化学、分子生物学、細胞生物学等）	1104
その他		9999